

タウンミーティング(神拝校区)

「地区における課題及び要望」に対する回答

開催日: 令和1年7月2日(火) 19時00分～20時30分

開催地域: 神拝校区(神拝公民館開催)

	地域・団体	地区における課題及び要望	回 答 (現在の状況や今後の方針)	担当部署
1	連合自治会	防災の観点から、公民館は避難所とされているが、台風等の大雨の際には周辺道路が冠水し避難することが困難になる。改善していただきたい。	神拝校区の浸水対策として、平成17,18年度で県道壬生川新居浜野田線へ雨水幹線管きよの整備。平成21年度には神拝小学校東に雨水管きよの整備。また平成25～27年度で都町集会所前交差点に雨水管きよの整備を行っております。今年度は神拝小学校北側の浸水対策の設計業務を予定しております。道路冠水の解消には長い期間を要することとなりますが、今後も対策は検討していきますので、どうぞご了承ください。	下水道工務課 0897-52-1572
2	人権教育をすすめる会	人権の関係部署を市長部局に1本化したと聞いたが、その理由と今後どのように展開していくのか。人権の問題に対して終着を見据えているのか。	文科省の人権教育、厚労省の人権対策、法務省の人権擁護の担当窓口を市長部局に一本化し、人権課題に対して迅速に対応できるように組織改編を行いました。これにより、教育委員会との連携をより一層密にするため、市で行う人権教育・啓発の事業は市長名と人権教育協議会の会長である教育長名の連名で行います。人権課題に終着はなく、今後も継続的に進めてまいります。	人権擁護課 0897-52-1629
3		いきいきバスは利用者が少ないと聞く。利用する側から言えばタクシーの方が良いと思うが、タクシーは高すぎる。最近、地方の山間部で地域の車を持っている人が白タクとして高齢者の足となっていると聞くが、山間部でなくても、その仕組みはできないものか。	「自家用有償旅客運送」は、バスやタクシー事業の交通手段がない地域において輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市やNPO法人等が自家用車を用いて運送サービスを提供するものです。そのため、現在の制度上では、バスやタクシーが運行している市街地での導入は難しいと考えており、バスやタクシー、市の各種補助制度のご活用をお願いします。 なお、今年度、西条市の公共交通体系構築の指針である「西条市公共交通網形成計画」の見直しを行うこととしており、今年2月から丹原地域で実証運行をしているデマンド型乗合タクシーの検証を行い他地域への展開等、市街地や山間部を含めた市全域の公共交通体系の最適化について検討を進めてまいりますのでご理解ご協力をよろしくお願いいたします。	地域振興課 0897-52-1720
4	民生児童委員協議会・社会福祉協議会	民生委員で高齢者に防災に関する資料の配布を依頼されたが、個々に避難場所を書いて渡すようになっている。もしも避難途中で危険に巻き込まれたら、書いた民生委員にも責任がかかってくる。もしも場合の選択は個人の責任ではないのか。	高齢者の皆様の中には、避難場所についてご存じない方が沢山おられます。高齢者の方々に避難場所について、日頃から考えていただくことを目的に、民生委員の皆様をお願いしたところです。避難途中の事故等も考えられますので、避難場所の記載については、無理に記入していただく必要はありません。最寄りの避難場所をご案内いただき、お伝えください。また、引き続き「防火・防災アドバイス」推進事業を継続していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 なお、市といたしましても、避難途中の危険を回避するために、今後も自主防災組織や自治会等を通じて、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や「自助」「近助」「共助」による安全な避難方法や経路の確認等、市民のとるべき避難行動の周知を図ってまいります。	消防本部予防課 0897-56-0251 危機管理課 0897-52-1282
5		災害時の安否確認について、豊中では社会福祉協議会の協力員が8,000人いたことで、4時間で人口40万人の安否確認ができたという。西条市は民生が248人(R1.6.1現在 地域を担当する民生児童委員254人)、見守り推進員もなり手がなく機能できていない状態ではないのか。民生委員が要らないという自治会もある。今はいくつかの自治会を掛け持ちで担当しているが、災害時には自分の自治会内で活動するのが精いっぱいになる。何か方法はないか。	豊中市では、大阪北部地震において発生後4時間で約13,000人の要支援者の安否確認を終えることができたとのことです。全国民生委員児童委員連合会の「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」では、発災時、避難行動要支援者の安否確認は、民生児童委員だけでなく行政や地域住民との連携のもとに役割分担をしながら行うべきとされています。また、日頃の訪問や見守りを通して得られた情報をもとに災害時とくに支援の必要性が高い要支援者を把握しておくといった取り組みも期待されています。 当市の民生児童委員、見守り推進委員は、各地区におり機能していますが、なかには、複数の行政区を担当している方がいます。今後、災害時における要支援者の支援については、自主防災組織や社会福祉協議会といった関係機関と協力し、迅速に対応できるよう検討してまいります。	危機管理課 0897-52-1282 社会福祉課 0897-52-1287